

大分県最低賃金専門部会 議 事 次 第

- 1 開催日時 令和6年7月31日(水)午後3時00分から
- 2 開催場所 大分労働局 大分第二ソフィアプラザビル4階会議室
(大分市東春日町17番20号)
- 3 議 題
 - (1) 賃金実態調査結果報告等各種資料説明について
 - (2) 金額審議について
 - (3) その他

大分県最低賃金専門部会

資 料 目 次

- 資料 1 大分県最低賃金専門部会委員名簿
- 資料 2 労働者側委員としての基本的な考え方
- 資料 3 使用側委員としての基本的な考え方
- 資料 4 大分県最低賃金に係る未満率・影響率の推移

大分地方最低賃金審議会大分県最低賃金専門部会

委員名簿

任命年月日 令和6年7月19日(50音順)

区分	氏名	現職
公益代表	井田 雅貴	弁護士・社会保険労務士
	松隈 久昭	大分大学 経済学部教授
	本谷 るり	大分大学 経済学部教授
労働者代表	阿部 信幸	U A ゼンセン大分県支部次長
	二宮 研介	連合大分副事務局長
	藤本 雅史	連合大分事務局長
使用者代表	大塚 浩	大分県商工会議所連合会専務理事
	藤野 久信	大分県経営者協会専務理事
	渡辺 登	大分県中小企業団体中央会専務理事

2024 年度 大分県最低賃金専門部会での労働者側の主張

1. 「人への投資」のためにも最低賃金の引上げが極めて重要

日本経済の自律的成長に向けては「人への投資」が不可欠であり、その重要な要素である最低賃金の引き上げが必要である。そしてその水準は、生存権を確保した上で労働の対価としてふさわしいショナルミニマム水準とすべきである。

2023 年度改定の結果、「全国加重平均 1,004 円」(+43 円)となったが、連合が掲げる「誰もが時給 1,000 円」はいまだ実現していない。また、当該水準で年間 2,000 時間働いても年収 200 万円程度であり、すべての働く者のセーフティネットとしては不十分である。

地域間額差の是正も大きな課題である。全国の最高額と最低額の額差は、2019 年度には 223 円まで拡大し、2022 年度には 219 円まで縮小したものの、2023 年度には再び 220 円まで拡大した。

深刻な人手不足の中、地域間額差を是正しなければ地方部から都市部へのさらなる労働力の流出につながり、地方の中小・零細企業の事業継続・発展の厳しさに拍車がかかることは明白である。

2023 年度改定審議では、新たなCランク県を中心に多くの地方で地域間額差縮小につながる、目安額からの大幅な上積みを獲得しているが、地域間額差の是正に向けて引き続き取り組む必要がある。

われわれ組織労働者は、2024 春季生活闘争において月例賃金の引き上げにこだわり、「賃上げ」の流れの継続・定着を意識した取り組みを行った結果、連合本部による最終集計では、33 年ぶりの水準となる賃上げを実現することが出来ている。

一方、多くの未組織労働者には労使交渉の機会がなく、自らの労働条件の決定にほとんど関与することができない。組織労働者が労使交渉を通じて獲得した労働条件を法定最低賃金の引き上げにつなげ、結果的に未組織労働者の労働条件向上へと波及させていくことは、われわれ組織労働者に課せられた社会的責務である。

昨今の急激な物価上昇が、働く者の生活に非常に大きな影響を及ぼしており、特に切り詰めることができない「基礎的支出項目」の伸びは、最低賃金近傍で働く者の生活を圧迫している。実質賃金が増加しなければ働く者の生活は苦しくなるばかりであり、消費者物価上昇率を考慮した引上げが必要である。

2. 大分県における最低限度の生活可能な賃金水準の確保が不可欠

昨年度の審議で大分県の最低賃金は 899 円となり、昨年、一昨年と過去最高の引上げ額となったが、政労使で当面の目標としていた「早期に全国最低 800 円、2020 年には全国平均 1,000 円」からすると不十分と言わざるを得ない。

899 円では年間 2,000 時間働いても年収 180 万円弱と、いわゆるワーキングプア水準であり、憲法第 25 条、労働基準法第 1 条、最低賃金法第 1 条を踏まえ、経済的自立を可能にし、人たるに値する生活を営む賃金水準とする必要がある。まずは生存権確保の観点から最低限可能な賃金水準を担保すべきであり、「誰もが時給 1,000 円」を実現したうえで、大分県における最低限生活可能な賃金水準（昨年末簡易改定した連合リビングウェイジ）1,050 円を参考にすべきである。

また、福岡を除く九州各県と上位ランクの都道府県との地域間額差は依然として大きい。

深刻な人手不足の中で地方部から都市部への労働力人口の流出といった観点において、隣接する福岡県 941 円とは依然として 42 円の差額が生じていることは極めて重要な課題と認識しており、この状況を是正しなければ、県内経済を支える中小・地場企業の事業継続・発展の厳しさに拍車がかかることは明白である。

加えて、中小・地場企業の賃上げ実現に向けては、物価上昇に負けない適切な賃上げ原資の確保を含めて、適正な価格転嫁に向けた取り組みをサプライチェーン全体で定着させていく必要があり、優秀な人材確保や消費拡大の観点から、最低賃金が継続的に引き上げられていくことが重要である。

いずれにしても、大分県内の組織労働者の春季労使交渉の結果、現時点、目標であった「5%以上」の賃上げとなっており、これを大分県内の未組織労働者に波及・反映させていくことが強く求められている。

したがって、本年度についても、あるべき水準への到達に向けて、大分県としての自主性発揮と九州全体の底上げをリードする観点においても、極めて重要な審議になると考える。

以上

令和6年7月31日

令和6年度 改定審議における使用者側委員の基本的な考え方

1. 中小企業を取り巻く状況

エネルギー資源や原材料価格高騰による物価高や歴史的な円安傾向なども加わり、経営環境は依然として厳しい状況が続いている。

日銀大分支店が発表した『企業短期経済観測調査』（短観）の6月調査分では「業況判断DI」は、前回の3月調査から製造業で2ポイント減少し+8、非製造業で12ポイント減少し+20、全産業では7ポイント減少し+16と悪化している。次回9月の先行きは全産業で5ポイント減少し+11と予測し、製造業、非製造業とも悪化を見込んでいる業種が多くなっている。

一方、「仕入価格判断DI」では、製造業が+42、非製造業が+48、全産業では+45と依然として高くなっており、次回9月も全産業で+48と予測し、今後も燃料価格や原材料費高騰の影響が続くとの見方が強い。

また、「雇用人員判断DI」では、全産業で30であり、次回9月も全産業で36と予測し、人手不足感がさらに強まっている。

今年の春季労使交渉では中小企業を含め多くの企業が昨年に続き大幅な賃金引上げを実施しているが、労働需要のひっ迫を背景として、人材確保・定着のために業績が改善していないにもかかわらず賃金を引き上げた、いわば「防衛的賃上げ」を行った企業が多いということも考慮する必要がある。

2. 改定審議における基本的な考え方

昨年の最低賃金は、「より早期に全国加重平均1,000円以上」を目指す政府方針や近年にない物価上昇による生計費への影響等を勘案した目安額を参考に改定審議を行った結果、45円、5.27%の過去最大の引上げとなった。その結果、影響率は20.8%となり、その言葉どおり中小企業に与える影響が増大した。

地域別最低賃金は、最低賃金法を根拠として、企業の業績や価格転嫁の状況に関係なく適用される、罰則付きの強行法である。最低賃金引上げの影響を受けやすい中小企業が置かれている厳しい経営状況を十分に踏まえた審議が不可欠である。

3 . 今年度の改定審議

物価高騰や春季労使交渉における賃金引上げ状況及び人材の確保・定着の観点から、今年度の最低賃金を引き上げることの必要性は理解できる。

最低賃金の決定にあたっては、最低賃金法で定めた 労働者の生計費、 労働者の賃金、 通常の事業の賃金支払能力の3要素を考慮する必要がある。特にエネルギーや原材料費の高騰といった企業物価の動向、労務費を含めた価格転嫁の進捗状況など、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえると、「通常の事業の賃金支払能力」を重視したい。

その上で、景気や経済の実態を表した各種指標やデータに基づいた納得感のある慎重な審議を行うべきと考える。

以上

大分県最低賃金に係る未満率・影響率（単位％）

	未満率 (最低賃金額)	影響率 (引上額)
令和6年度	2.2 (899円)	23.3 (目安 50円)
令和5年度	2.6 (854円)	20.8 (45円)
令和4年度	2.1 (822円)	19.0 (32円)
令和3年度	1.9 (792円)	18.0 (30円)
令和2年度	2.2 (790円)	6.9 (2円)
令和元年度	1.5 (762円)	9.9 (28円)
平成30年度	1.4 (737円)	13.4 (25円)
平成29年度	2.2 (715円)	11.7 (22円)
平成28年度	2.4 (694円)	10.6 (21円)
平成27年度	2.9 (677円)	6.6 (17円)

大分県最低賃金に係る未満率・影響率の推移

